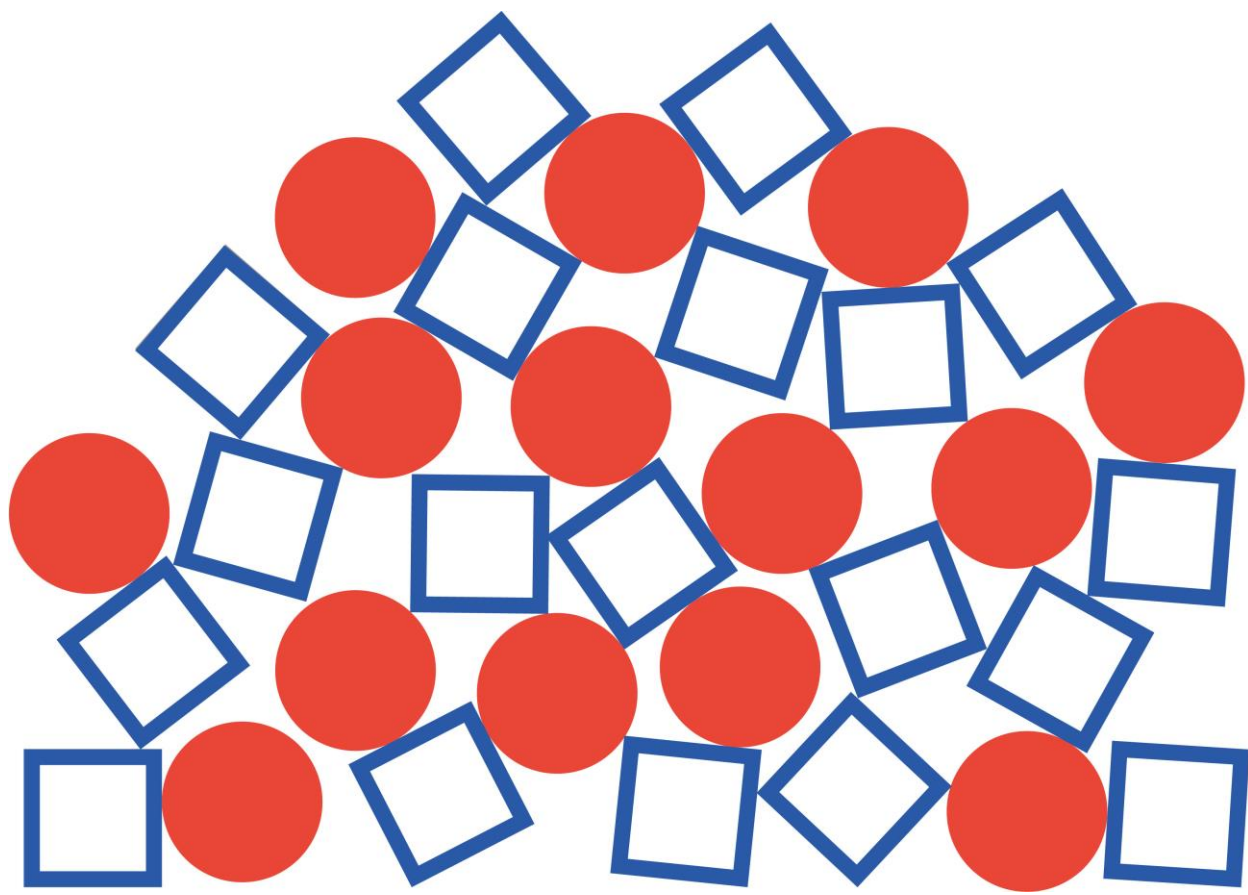


公益財團法人 日本台灣交流協會

共同研究資助計畫

(自然・應用科學領域)

2026 年度實施要點



1. 何謂「共同研究計畫」

日本與台灣雙方青年研究者(日台雙方各 2 名以上)共同進行自然科學或應用科學領域之研究討論等活動，由公益財團法人日本台灣交流協會(以下簡稱「本協會」)資助該研究活動所需之全部或部分經費。

2. 宗旨

隨著 SDGs 永續發展成為全球共同目標，世人對科學技術發展帶來的革新也抱持高度期待，本活動目的為透過日本與台灣雙方青年研究者以共同進行研究活動、討論等方式，構築日台學術交流之網絡並強化彼此合作關係。

3. 對象

必須符合以下(1)、(2)、(3)、(4)所有條件：

- (1) 2025 年度和 2026 年度資助對象為半導體或利用半導體的自然科學領域之共同研究項目。

※在日本學術振興會劃分的研究領域中，優先資助以下領域。

- 中區分 13: 物性物理學及其相關領域
- 中區分 21: 電氣電子工學及其相關領域
- 中區分 28: 奈米微米技術及其相關領域
- 中區分 30: 應用物理工學及其相關領域
- 中區分 35: 高分子、有機材料及其相關領域
- 中區分 36: 無機材料化學、能源關聯化學及其相關領域
- 中區分 60: 資訊科學、資訊工學及其相關領域

※上述為中文暫譯。各區分詳情請參閱日本學術振興會網站
(Medium-sized Section)

<https://www-kaken.jsps.go.jp/kaken1/shoukubunListEn.do>

- (2) 在開展新知識或概念的可能性及研究方法等方面具有學術價值者。

※已開始之既有研究為資助對象之一，但以新開始之研究為優先資助對象。

- (3) 日台雙方研究者之間事前已充分協議、且共同研究之目的及內容明確者
- (4) 以青年研究者為主的研究。

4. 申請資格

必須符合以下所有條件：

- (1) 由所屬日本及台灣研究機構之研究者或專門家各 2 位以上所組成之研究團隊。
- (2) 團隊成員須為大學等學術研究機構專任研究員或具同等學術成果者。
- (3) 日台團隊參加研究員須各有一位青年研究者(原則上未滿 40 歲)參加。如有

必要，得加上研究所博士課程修畢者及研究所博士課程(後期)在學學生等。

- (4) 負責資助金之管理為日方會計負責人之所屬機構，並須確定會計負責人承辦窗口(資助金全額以日圓支付)。

5. 有關資助期間及金額

資助期間：為期 1~3 年的研究計畫。

第一年（2026 年度）：自 2026 年 5 月 15 日至 2027 年 3 月 19 日。

第二年（2027 年度）：自 2027 年 4 月 1 日至 2028 年 3 月 19 日。

第三年（2028 年度）：自 2028 年 4 月 1 日至 2029 年 3 月 19 日。

資助金額：每年最高日幣 200 萬日圓、3 年總資助金額上限為日幣 600 萬日圓

※預計錄取兩個研究項目。

※所申請金額並非全額皆得核可為資助對象。

※預算不得跨年度執行。資助金每年進行精算。

※各年度資助金額於當年度預算編列後確定是否支付。

6. 經費資助對象項目

(1) 資助對象：為實施該研究活動所必要之下列經費。

經費項目		對象項目等
1.	往返日台之國際機票	為共同研究活動自日本(或台灣)訪台(或訪日)者所需日本與台灣之間的來回國際機票(經濟艙優惠票價)
2.	訪日(台)交通費用	• 為共同研究活動自日本(或台灣)訪台(或訪日)者所需之交通費 • 實施調查研究等研究活動、日本(或台灣)研究者於日本(或台灣)所需之交通費
3.	為出差所需之住宿費、註冊費	• 上述 1、2 出差活動之住宿費 • 出差期間原則上以一個月以內為限 • 參加學會發表所需的報名費
4.	口譯、翻譯費用	口譯費用・口譯人員的交通費・住宿費、資料・論文的翻譯及口譯費用
5.	場地租借費用	會議室及會議設備租金
6.	會議資料製作費	會議資料影印費、宣傳海報等(包含為蒐集資料所需之複印費)
7.	報告書製作費	成果報告刊物之印刷、製作及電子化所需經費
8.	講師、協助研究人員酬謝禮金	• 邀請所屬於其他機構講師酬謝禮金

		・研究協助人員酬謝禮金・支出經費、研究協力者の交通費・出差費。
9.	助理人員僱用費・業務委託費	資料製作、整理、研究輔助等，僱用短期輔助人員所支付之酬勞。
10.	通訊費	郵票費用(含郵寄費用)、國際電話及傳真費用、各項經費之匯費
11.	圖書、消耗品	
12.	與研究直接相關之設施設備使用費	
13.	研究機構之本項經費管理費 (間接費用)	

- (2) 關於經費項目之支給額和上限額度原則上請遵照所屬機構之規章。即使所屬機構認可，於本協會規定亦有可能為資助對象外之經費，請留意。(※請參照(3)①②)

※所屬機構對於資助對象項目若無相關章程規定，請參照「協會規程に準じた基準」(本基準內容為日語，敬請日方會計負責人確認相關內容)

- (3) 關於資助經費之注意事項如下：

① 資助對象外之經費

常備品購入費用、車輛租借租金(出訪至大眾交通工具無法到達之地區除外)、會議用飲料、點心及便當、餐費、非出差之飲食費 (※出差之飲食費包含於每日雜費中)、協助人員之謝金、日本・台灣除外之第3國旅費、海外旅遊平安保險費。

② 關於研究機構之本項經費管理費(間接經費)

關於研究機構之本項經費管理費(間接經費)遵照所屬機構之規章可包含在資助經費中，上限為直接經費之30%。

※若有需要本協會可向研究機構提出請求免除本項費用之申請。

③ 以台幣支出之費用

資助金額以支付日當天之匯率換算成日幣支付，換算日幣後小數點以下數字無條件捨去。

④ 關於會計檢查

本項資助金之財源為國家補助款，因此列為會計檢查院之檢查對象，且無法拒絕接受檢查。

7. 經費資助條件

- (1) 2026年度申請者須於2027年3月19日前向本協會提出彙整研究成果之「事業實施報告書」(制式表格、請以日文或英文填寫)。本協會經費資助的項目請務必附上收據等證明文件(影本可，請加蓋「與正本相符」章)、使用後登機證票根或航空公司開立之搭機證明。於台灣購買機票者，請附上記載匯率及日期之

證明(可列印銀行、Yahoo! 等網站匯率頁面)。請注意，資助對象之經費必須於 2027 年 3 月 19 日前支付完畢(收據開立完畢)。

多年期之經費資助，若未完成 2026 年度經費精算結算，則次年度經費將不予撥款。

- (2) 申請者須公開共同研究之成果，若發表於學會雜誌等必須註明由公益財團法人日本台灣協會資助(英文名稱：Japan-Taiwan Exchange Association)。

感謝詞範例請參照下方：

【和文】：本研究は公益財団法人日本台湾交流協会の助成を受けたものです。

【英文】：This work was supported by Japan-Taiwan Exchange Association.

【中文】：本研究感謝公益財團法人日本台灣交流協會支持。

研究成果若於網路公開，得僅告知網路連結即可，若於付費網站等公開、或紙本出版則請列印 1 份提交本協會。此外，所提出之成果報告經本協會認定為必要時將刊載於本協會之出版品及網站。成果發表時若需使用本協會標誌請洽詢本協會專案承辦人。

- (3) 由申請者擔負實施共同研究之所有責任。
(4) 不可從事政治活動或其他任何違反研究宗旨之活動。

8. 經費資助方法

- (1) 本協會將先行支付日方申請者所屬機構概算之資助金總額，研究期間完全結束後該機構必須提出報告書及會計資料副本，本協會可能就所提出資料之內容進行確認。
- (2) 已概算支付之資助金若有餘款、或有資助對象外支出時，必須予以歸還。歸還之資助金請儘速匯入本協會指定帳戶，匯款手續費請自行負擔。
- (3) 本協會按每年度預算營運。故即使為多年期研究計畫錄取者也需每年提出彙整研究成果之「事業實施報告書」。資助金每年度精算確認後若有餘額請歸還。不能沿用至下一年度。

9. 活動實施計畫之變更及中止手續

活動實施計畫之變更分為須事先通知及不須通知本協會之事項，請依下列狀況辦理必要手續。

- (1) 事前必須取得本協會許可事項

請提出「共同研究事業実施計画変更申請書」(樣式 1-1)申請許可。

- ① 申請負責人、會計負責人之變更
- ② 各項費用之增減達到或超過資助經費 50%者。
- ③ 活動實施計畫書中「本協會經費資助之活動參加者」之變更。
- ④ 活動追加或中止者。

- (2) 事前必須通知本協會事項

請提出「共同研究事業実施計画変更通知書」(様式 1-2)。

- ① 申請負責人、會計負責人所屬機構之變更。
- ② 活動實施計畫書中「本協會經費資助之活動參加者」所屬機構之變更。
- ③ 各項費用之增減超過資助經費 30%以上、未達 50%者。

(3) 不須事前通知本協會事項

- ① 活動實施計畫書中「其他協助人員」所屬機構之變更。
- ② 各項費用之增減未達資助經費 30%者。
- ③ 因匯率變動致活動實施計畫書中記載之經費金額些微變動者。

此外，為有效達成研究目的，經判斷為不得已之狀況時可修改研究內容。研究者可自行判斷，惟大幅度之變更請與本協會承辦人協商。

10. 請時的同意事項

申請本項事業之前，請務必詳閱下列事項。當您提出申請，即視為已同意所有事項並願意遵守。

(1) 活動相關資訊之公開

如獲資助，申請者或申請機關(構)之名稱、活動概要等資訊，將會公開於日本台灣交流協會之事業實施報告書、網站等。

(2) 個人資料之處裡

※以下關於個人資料相關記載之中文翻譯將於日後增補。請您務必於提交申請時再度確認此項目。

① 適用法の遵守

公益財団法人日本台湾交流協会（以下、「当協会」という）は、申請者または申請団体から取得する個人情報の重要性を認識し、以下の事項に準拠し、細心の注意をもって管理を行い、適切な取り扱い及び保護に努めます。

また、本事業に応募いただいた場合には、個人情報に関する当協会の取扱いをご了解いただいたものと理解いたします。

② 個人情報の取得

当協会は、以下の表のとおり個人情報を取得し、利用目的の範囲内において取り扱います。

事業種類	取得する情報の種類	取得方法	利用目的
・共同研究助成事業	A 群 ・研究代表者 (氏名、職名)	・申請書 ・同添付資料	A 群 ・公表資料への掲載 (事業報告書、機関誌、SNS、ウェブサイト等)

	B 群 ・助成対象者（研究代表者を含む） （氏名、職名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日、国籍、学歴・職歴、業績・著作） ・経理責任者 （氏名、職名、住所、電話番号、メールアドレス） ・協力者 （氏名、職名）		B 群 ・採否審査 ・採否結果通知 ・事後評価 ・フォローアップ調査
--	--	--	--

③個人情報の利用期間

当協会は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者または申請団体から取得した個人情報を取り扱い、利用期間終了後は、当協会の管理責任の元で適切に廃棄・消去します。

④個人データの提供について

当協会は、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人データを第三者に提供することはありません。

ただし、上記「②個人情報の取得」に記載された利用目的を達成するため、以下に示す業務内容の範囲で委託先に個人データを提供することがあります。その場合、情報の安全管理が確保されると確認された委託先を選定し、適切な監督を実施します。

＊外部専門家への審査委託

⑤個人データの越境移転

当協会は、日本国外にある第三者に対し、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人データを提供することはありません。

⑥18 歳未満の個人情報について

当協会は、18 歳未満の未成年者に関する個人情報を、保護者の同意を得ることなく、取得・処理することはありません。万が一、保護者からの同意を得ず、18 歳未満の未成年者が当協会に個人情報を提供したことがわかった場合には、速やかに当協会にご連絡ください。

⑦要配慮個人情報について

当協会は、各事業の利用目的の範囲内において、個人情報保護法に定める場合または事前に本人から同意を得た場合に限り、本人の要配慮個人情報(宗教、健康状態、アレルギー、飲食の禁忌等。上記「②個人情報の取得」記載されているものを含みます。)を取得することがあります。

⑧個人情報の管理について

当協会が取得した個人情報は、当協会内において厳重に管理し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの個人情報に関するリスクに対して予防措置及び是正を含むセキュリティー対策を講じております。

⑨個人情報提供の任意性について

当協会へ提供いただく個人情報は任意です。ただし、必要な情報を提供いただけない場合には、採用のための書類選考等ができない場合がありますので、予めご了承ください。

⑩保有個人データの開示・訂正・削除等について

当協会は、当協会が保有する個人データの開示・訂正・削除等について、本人であることを確認できた場合に限り、合理的な範囲でお問い合わせに応じるものとします。

⑪事業関係者の個人情報

申請者または申請団体から提出を受けた②に記載されていない事業関係者の個人情報についても、上記①～⑩の取扱いとなりますので、申請者または申請団体より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。

⑫連絡窓口

本「個人情報の取り扱い」に係るご意見・疑問点等は、募集要項12・に記載の連絡先にお寄せください。

また、当協会の代表者情報は、当協会のサイトにある役員名簿をご確認ください。

<https://www.koryu.or.jp/about/introduction/roster/>

(3) 海外での事業実施上の安全確保について

①台湾での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。

※ 外務省海外安全ホームページ： <https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

②台湾に渡航する際は「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。

※ 「たびレジ」： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

11・其他

(1) 可與其他資助金並用。若有此情形申請時請於預算書中註明同時接受其他資助金。

※也有不得並用之資助金。請事先確認。

(2) 研究成果以及智慧財產權之歸屬與本協會無關。請遵照日本以及台灣法規事先與各承辦單位締結契約。

(3) 事故、疾病、災害等

共同研究活動實施期間所發生之傷害、疾病等事故或天然災害，本協會概不負責。

(4) 所提供之個人資訊僅於必要範圍內使用。

12・洽詢單位

請依研究代表者所在地選擇洽詢單位(請避免重複申請或詢問)

(1) 日本

日本台湾交流協會東京本部 總務部 共同研究助成事業（自然・応用科学分野）担当者あて

〒106-0012 東京都港区六本木 3-16-33 青葉六本木ビル 7F

電話：03(5573)2600 #13

Email：jpnstud-k1@k1.koryu.or.jp

(2) 台灣

公益財團法人日本台灣交流協會 新聞文化部 共同研究資助計畫(自然、應用科學領域)

10547 台北市松山區慶城街 28 號

電話：(02)2713-8000 分機 2414

承辦人：謝小姐

電子郵件信箱： koryujs-k1@tp.koryu.or.jp

別紙：協会規程に準じた基準

1. 研究者の海外出張に伴う日台間往復国際航空運賃

日本の研究者の海外出張先は台湾、台湾の研究者の海外出張先は日本とします。
(第三国への出張は助成対象外)

台湾で購入した航空券の場合、出発日前日のレートで日本円に換算した金額を助成しますので、適用したレートと適用日が記載されたもの(銀行、Yahoo!等のウェブサイトのレートが記載されたページをプリントアウトしたもので可)を添付してください。日本円に換算後、小数点以下は四捨五入せずに切り捨ててください。

なお、出発日前日が休日にあたる場合、その前日のレートを適用します。

2. 出張に伴う国内滞在費

国内滞在費とは、日本の研究者が日本内部で出張する際の滞在費、または、台湾の研究者が台湾域内で出張する際の滞在費を指します。

※出張期間は原則として1か月以内とします。

(1) 日本の研究者が台湾に出張する場合、1泊あたりの滞在費(宿泊費・宿泊手当)は以下のとおりです。台湾の研究者が共同研究事業の実施に伴い、台湾内部で出張する場合もこれを適用します。

宿泊先	宿泊費(1夜につき)	宿泊手当(1夜につき)
台湾各地	21,000円	5,400円

※宿泊手当については、朝食付きの場合はその2/3、朝夕食付の場合はその1/3の支給とします。

(2) 台湾の研究者が日本に出張する場合、1泊あたりの滞在費(宿泊費・宿泊手当)は以下のとおりです。日本の研究者が共同研究実施に伴い、日本国内で出張する場合もこれを適用します。

宿泊先	宿泊費(1夜につき)	宿泊手当(1夜につき)
日本各地	【別紙】宿泊費基準額のとおり	2,400円

※宿泊手当については、朝食付きの場合はその2/3、朝夕食付の場合はその1/3の支給とします。

3. 出張に伴う国内交通費

国内交通費とは、自宅または宿泊先から最寄りの国際空港までの交通費、または国内出張の場合の自宅から出張先までの往復交通費を指します(領収書が必要)。

3. 通訳・翻訳料

(1) 通訳料

社会通念上、妥当と思われる金額を設定してください。但しその場合は、下記の金額より安く抑えられるよう協力ください。

- ・ 8時間（8～18時）：60,000円
- ・ 1時間単価：7,500円
- ・ 超過勤務：1時間あたり8,600円追加

(2) 翻訳料

社会通念上、妥当と思われる金額を設定してください。但しその場合は、下記の金額より安く抑えられるよう協力ください。

- ・ 中文日訳 4,000円／400字
- ・ 日文中訳 5,000円／400字

4. 補助員雇用費

社会通念上、妥当と思われる金額を設定してください。但しその場合は、下記の金額より安く抑えられるよう協力ください（交通費別）。

- ・ 時給：1,435円
- ・ 日給：10,762円

5. 図書・消耗品

単価5万円相当(税込)未満の物品に限ります。なお、会計報告を提出する際、購入した内容が図書・消耗品であることが分かる領収書の写し等を証拠書類として提出して下さい。

※使用及び管理にあたっては、所属機関における基準やルールに則して下さい。

【別紙】宿泊費基準額

区分（県名）	基準額 （一夜につき）	区分（県名）	基準額 （一夜につき）
北海道	13,000円	滋賀県	11,000円
青森県	11,000円	京都府	19,000円
岩手県	9,000円	大阪府	13,000円
宮城県	10,000円	兵庫県	12,000円
秋田県	11,000円	奈良県	11,000円
山形県	10,000円	和歌山県	11,000円
福島県	8,000円	鳥取県	8,000円
茨城県	11,000円	島根県	9,000円
栃木県	10,000円	岡山県	10,000円
群馬県	10,000円	広島県	13,000円
埼玉県	19,000円	山口県	8,000円
千葉県	17,000円	徳島県	10,000円
東京都	19,000円	香川県	15,000円
神奈川県	16,000円	愛媛県	10,000円
新潟県	16,000円	高知県	11,000円
富山県	11,000円	福岡県	18,000円
石川県	9,000円	佐賀県	11,000円
福井県	10,000円	長崎県	11,000円
山梨県	12,000円	熊本県	14,000円
長野県	11,000円	大分県	11,000円
岐阜県	13,000円	宮崎県	12,000円
静岡県	9,000円	鹿児島県	12,000円
愛知県	11,000円	沖縄県	11,000円
三重県	9,000円		

「共同研究事業実施計画変更申請書」（様式 1-1）

年 月 日

公益財団法人日本台湾交流協会 理事長 殿

____年度実施計画変更申請書

所属 _____

氏名 _____

実施計画を下記のとおり変更しますので、承認につきお願いします。

記

■変更の事由（該当するものをチェックしてください）

- ☐ 申請責任者、経理責任者の変更
- ☐ 各費目の増減が助成経費の 50% に相当する額を超える変更
- ☐ 事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の変更
- ☐ 事業の追加又は中止

■変更の具体的内容

「共同研究事業実施計画変更通知書」 (様式 1-2)

年 月 日

公益財団法人日本台湾交流協会 理事長 殿

____年度実施計画変更通知書

所属 _____

氏名 _____

実施計画を下記のとおり変更しますので通知します。

記

■変更の事由 (該当するものをチェックしてください)

- ☐ 申請責任者、経理責任者の所属機関の変更
- ☐ 事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の所属機関の変更
- ☐ 費目の増減が助成経費の 30%以上、50%未満に相当する額を超える変更

■変更の具体的内容